

管 区 事 務 所
〒162-0805
東京都新宿区矢来町65番
電話 (03)5228-3171
FAX (03)5228-3175

日 本 聖 公 会

NIPPON SEI KO KAI

PROVINCIAL OFFICE
65, Yarai-cho, Shinjuku-ku
Tokyo 162-0805, Japan
Tel. 81-3-5228-3171
Fax. 81-3-5228-3175

2025年6月28日

法務大臣 鈴木馨祐様
内閣総理大臣 石破茂様

死刑執行に強く抗議します

6月27日、白石隆浩さんに対する死刑が執行されたことに対し、落胆と憤りをもって抗議します。

犯罪によって大切な人のいのちを奪われた人たちが厳罰を望むことは当然なことであり、その心情は計り知れません。一方で、生きて罪を償わせたいと望む遺族が、少なからずおられます。私たちは、神によって創造されたすべての人のいのちとその尊厳、そして人権を守るキリスト教信仰に立って、一日も早い死刑制度の廃止を願い求めています。

この度の処刑は、去年の袴田事件の再審無罪判決を受け、再審制度の見直しや死刑制度に関する諸問題が議論されている中での執行です。とうてい容認できるものではありません。

法曹関係者、被害者遺族、宗教関係者、ジャーナリストなど、幅広い分野から構成された「日本の死刑制度について考える懇話会」が、「国会及び内閣の下に死刑制度に関する検討を任務とする公的な会議体を設置すること」と、提言をしています。

また、日本政府は、国連からの死刑廃止勧告や、国連人権理事会が任命した「特別報告者」からの、「執行停止の検討を求める通知」を受けています。

更に、国連総会においては、加盟国の3分の2以上が死刑廃止を視野に入れた死刑執行の停止を求める決議案を支持しています。死刑の執行を直ちに停止し、死刑制度の廃止に向けた議論を尽くすよう国内外から求められていると言えます。

私たちは現在、死刑の判決後キリスト教の信仰を受け入れ、受洗した死刑囚と共に信仰生活を送っております。これまでに、自分の犯した罪に真摯に向き合い、「生きて罪を償いたい」と贖罪の日々を送っていた5名の同宗の友を死刑の執行によって奪われました。私たちの、死刑制度廃止を求める願いには切なるものがあります。

鈴木法務大臣には、是非とも死刑制度廃止を訴える国内外の声に耳を傾け、内閣及び国会の場において、死刑制度廃止に向け力を尽くされますよう、また、その法改正がなされるまで、決して死刑の執行をしないよう強く要請致します。

日本聖公会 正義と平和委員会

委員長 主教 フランシス 長谷川清純

日本聖公会 管区事務所 総主事

司祭 エッサイ 矢萩新一